

令和7年度第4回千葉中央警察署協議会

- 1 開催日
令和8年1月20日（金曜日）
- 2 開催場所
千葉中央警察署
- 3 出席者
・協議会委員 10人 ・警察署 15人
- 4 業務報告
 - (1) 令和7年12月末現在における犯罪情勢と各種対策の取組状況について
 - (2) 令和7年12月末現在における交通事故発生状況と抑止活動について
- 5 警察署からの諮問事項
なし
- 6 委員からの要望・意見等
 - (1) 【質問】 自転車盗の発生が多いが犯人の目的は何か
【回答】 犯人が自転車を盗む目的の多くは自己使用ですが、金属ごみとしての転売を目的に盗むものも存在します。
 - (2) 【質問】 電話 de 詐欺が未だに多く発生しているが、どのような手口の詐欺か
【回答】 ロマンズ詐欺や投資詐欺が発生しており、発生件数の割合ではロマンズ詐欺が4割、投資詐欺が6割くらいとなっています。また、引き出し限度のないネットバンキングを利用した被害が多発する傾向にあります。
 - (3) 【質問】 若年層に対する交通事故防止広報啓発活動の取組み状況について
【回答】 交通課主催の交通安全教室のほか、各種イベントへの参加による広報や署オリジナルキャラクター「トラフィックン」を活用した啓発にも努めています。
 - (4) 【質問】 交差点での交通事故防止のため、速度取締りのように信号無視を機械で取締まることはできないか
【回答】 信号無視の違反成立には様々な要因が絡むため、警察官の目視による取締りが原則となっています。そのため、信号無視の取締りを機械化することは困難な状況です。
 - (5) 【質問】 4月1日からの道交法改正に伴う自転車の取締りや、取締りの重点区域について
【回答】 当署では取締りの重点区域を千葉駅周辺、蘇我駅周辺に設定します。取締りについては、特に危険かつ悪質でなければ警告や嚴重注意とします。
 - (6) 【質問】 レンタルバイクが普及・増加しているが、レンタルバイク利用時のヘルメット不着用の取締りについて
【回答】 自転車運転時のヘルメット着用が努力義務と規定されているため、レンタルバイク利用者がヘルメット不着用であっても指導警告にとどまります。レンタルバイク運営会社では借用受付時に利用者にヘルメット着用を促す案内をしています。
- 7 その他
交通安全教育の模擬体験を実施